

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月31日
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡 大
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目 1 9 番 4 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5807-9710
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	ありがとうファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額5000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成24年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

ファンドの目的

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。

ファンドの基本的性格

ファンド・オブ・ファンズ

*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定される投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

ファンドの特色

景気変動の大きなサイクルに沿ったアセットアロケーションを複数のファンドに分散投資しながら行っていきます。

運用方針が明確で、一貫しているファンドに 長期的な観点から継続的な投資を行います。

組み入れファンドの選択に当たっては、運用資産が安定し、そのファンドの投資家に支持され続けていることを重要視します。

基準価額の推移を常に見守り、ファンドの運用方針と運用の成果との整合性をチェックします。

当ファンドの社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

（中略）

ファンド・オブ・ファンズ：社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（後略）

<訂正後>

ファンドの目的

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。

ファンドの基本的性格

ファンド・オブ・ファンズ

*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定される投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

ファンドの特色

景気変動の大きなサイクルに沿ったアセットアロケーションを複数のファンドに分散投資しながら行っていきます。

運用方針が明確で、一貫しているファンドに 長期的な観点から継続的な投資を行います。

組み入れファンドの選択に当たっては、運用資産が安定し、そのファンドの投資家に支持され続けていることを重要視します。

基準価額の推移を常に見守り、ファンドの運用方針と運用の成果との整合性をチェックします。

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

（中略）

ファンド・オブ・ファンズ：一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（後略）

（3）【ファンドの仕組み】

原届出書の該当箇所を＜訂正前＞から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目19番4号

a. 資本の額（平成24年10月末日現在）

資本金 265百万円

発行する株式の総数 40,000株

発行済株式の総数 26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月9日：「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）

平成16年3月31日：増資5,000万円（資本金 15,000万円）

平成16年7月20日：「投資信託委託業」（第32号）認可

平成19年4月2日 : 増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c. 大株主の状況（平成24年10月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数（b）	比率 （b/a）
石塚久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

< 訂正後 >

委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社
住所：東京都台東区上野三丁目19番4号

a. 資本の額（平成25年4月末日現在）

資本金 265百万円
発行する株式の総数 40,000株
発行済株式の総数 26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月9日 : 「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）

平成16年3月31日 : 増資5,000万円（資本金 15,000万円）

平成16年7月20日 : 「投資信託委託業」（第32号）認可

平成19年4月2日 : 増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c. 大株主の状況（平成25年4月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円
----------------------	----------------------

氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 (b)	比 率 (b/a)
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成24年10月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

[1] さわかみファンド

投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合
委託会社	さわかみ投信株式会社
ベンチマーク	なし

[2] トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

(中略)

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成24年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成24年10月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（中略）

種類・項目	トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）
運用の基本方針	
ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を通じて、トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車及びそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
基本方針	<p>トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社のうち、主としてわが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書及びこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。</p> <p>ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行います。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、通常の状態での高位を保つことを基本とします。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。</p> <p>なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義などに大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>*当ファンドは、予め定められた一定の方針により投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。</p>
投資対象	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式などに直接投資することもあります。
投資制限	<p>株式への投資割合等には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.378%（税抜 0.360%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第366号
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

（中略）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	

投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	

委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等は行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・ 借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	<p>日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号</p>
受託会社	<p>野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号</p>
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

(中略)

種類・項目	<p>キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)</p>
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/円建て
投資態度	<p>米国に本拠を置く、もしくは米国に主たる営業拠点を置く企業の発行する証券への投資を通じて長期的な資本の増加及び配当を目的として投資されます。</p> <p>徹底した企業調査に基づいて企業の本質的価値に注目したアクティブ運用を行い、長期的に市場を上回るパフォーマンスを目指します。</p> <p>また、複数のマネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも狙っています。</p>
投資対象	<p>ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。</p> <p>適格国（米国）の証券取引所に上場しているもの。</p> <p>その他規制のある市場で取引されているもの。</p> <p>発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。</p> <p>ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルグ法または金融監督委員会（CSSF）通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴金属、コモディティ、不動産への投資、証券の信用買い付けは行いません。 ・ ポートフォリオの10%を制限として米国に本拠を置かない、もしくは米国において主たるビジネス拠点を持たない発行体の証券へ投資することができます。また25%を制限にファンドの資産を現金もしくは債券への投資とすることができます。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対して年1.00%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.1% ・カストディー・フィー 最大0.03% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月末日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成24年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

〔さわかみ投信株式会社〕

平成08年（1996年）07月 さわかみ投資顧問（株）を設立、投資顧問業の登録
平成11年（1999年）04月 商号をさわかみ投信（株）に変更
平成11年（1999年）05月 投資一任業務の認可、投資信託委託業務の認可
平成11年（1999年）08月 「さわかみファンド」設定
平成19年（2007年）09月 金融商品取引業の登録

〔トヨタアセットマネジメント株式会社〕

平成02年（1990年）02月 千代田火災投資顧問（株）を設立
平成04年（1992年）03月 投資一任業務認可取得
平成11年（1999年）09月 商号を千代田火災アセットマネジメント（株）に変更
平成11年（1999年）12月 証券投資信託業の認可を取得
平成12年（2000年）06月 商号をトヨタアセットマネジメント（株）に変更
平成13年（2001年）03月 公募投信の設定、運用を開始
平成19年（2007年）09月 金融商品取引業の登録

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成25年4月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

[1] さわかみファンド

投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合
委託会社	さわかみ投信株式会社
ベンチマーク	なし

[2] トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成25年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（中略）

種類・項目	トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）
運用の基本方針	
ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を通じて、トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車及びそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
基本方針	<p>トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社のうち、主としてわが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書及びこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。</p> <p>ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行います。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、通常の状態での高位を保つことを基本とします。</p> <p>株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。</p> <p>なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義などに大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>*当ファンドは、予め定められた一定の方針により投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。</p>
投資対象	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式などに直接投資することもあります。
投資制限	<p>株式への投資割合等には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.378%（税抜 0.360%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

（中略）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	

投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	

委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・ 借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	<p>日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号</p>
受託会社	<p>野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号</p>
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

(中略)

種類・項目	<p>キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)</p>
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/円建て
投資態度	<p>米国に本拠を置く、もしくは米国に主たる営業拠点を置く企業の発行する証券への投資を通じて長期的な資本の増加及び配当を目的として投資されます。</p> <p>徹底した企業調査に基づいて企業の本質的価値に注目したアクティブ運用を行い、長期的に市場を上回るパフォーマンスを目指します。</p> <p>また、複数のマネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも狙っています。</p>
投資対象	<p>ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。</p> <p>適格国（米国）の証券取引所に上場しているもの。</p> <p>その他規制のある市場で取引されているもの。</p> <p>発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。</p> <p>ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルグ法または金融監督委員会（CSSF）通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴金属、コモディティ、不動産への投資、証券の信用買い付けは行いません。 ・ ポートフォリオの10%を制限として米国に本拠を置かない、もしくは米国において主たるビジネス拠点を持たない発行体の証券へ投資することができます。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対して年1.00%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.11% ・カストディー・フィー 最大0.03% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月末日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成25年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

〔さわかみ投信株式会社〕

平成08年（1996年）07月 さわかみ投資顧問（株）を設立、投資顧問業の登録
平成11年（1999年）04月 商号をさわかみ投信（株）に変更
平成11年（1999年）05月 投資一任業務の認可、投資信託委託業務の認可
平成11年（1999年）08月 「さわかみファンド」設定
平成19年（2007年）09月 金融商品取引業の登録

〔三井住友アセットマネジメント株式会社〕

平成14年（2002年）12月 三井生命グローバルアセットマネジメント（株）、住友ライフ・インベストメント（株）、スミセイグローバル投信（株）、三井住友海上アセットマネジメント（株）、さくら投信投資顧問（株）の5社が合併して誕生
平成19年（2007年）09月 金融商品取引業の登録
平成25年（2013年）04月 トヨタアセットマネジメント（株）と合併

（後略）

（２）【投資対象】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

* 上記は平成24年10月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

* 上記は平成25年4月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

（３）【運用体制】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

* 運用体制は平成24年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

<訂正後>

（前略）

* 運用体制は平成25年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

３ 【投資リスク】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

* リスク管理体制は、平成24年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（前略）

* リスク管理体制は、平成25年4月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

４ 【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(前略)

税額は平成24年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

(中略)

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（平成24年10月末日現在）

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

税額は平成25年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

(中略)

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（平成25年4月末日現在）

(後略)

(5) 【課税上の取扱い】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

< 個人の受益者に対する課税 >

(平成25年12月31日まで)

収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

なお上記 収益分配金の課税及び 解約時及び償還時の課税における税率10.147%は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

< 法人の受益者に対する課税 >

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収されます。
- ・ 上記7.147%の税率は、平成26年1月1日以降15.315%（所得税15.315%）となります。
- ・ 地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等（販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照下さい。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（ご参考） お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料		
換金時 （解約請求）	信託財産留保金		

（平成25年12月31日まで）

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10.147%
換金時 （解約請求）	所得税および地方税		換金時の差益に対して10.147%
償還時	所得税および地方税		償還時の差益に対して10.147%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

（平成26年1月1日以降）

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×20.315%
換金時 （解約請求）	所得税および地方税		換金時の差益に対して20.315%
償還時	所得税および地方税		償還時の差益に対して20.315%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

以下は平成25年4月末日現在

の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,569,338,507	88.03
投資証券	ルクセンブルグ	953,301,880	8.77
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		347,298,205	3.20
合計（純資産総額）		10,869,938,592	100

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
1	日本	投資信託受益証券	社会貢献 ファンド	(口) 1,571,542,949	(円) 8,565.00	(円) 1,346,026,535	(円) 12,960	(円) 2,036,719,661	(%) 18.74
2	日本	投資信託受益証券	TMA長期投資 ファンド	1,587,180,002	8,291.00	1,315,930,939	11,279	1,790,180,324	16.47
3	日本	投資信託受益証券	さわかみ ファンド	1,015,494,028	9,900.00	1,005,339,087	15,227	1,546,292,756	14.23
4	日本	投資信託受益証券	トヨタグループ 株式 ファンドF	693,960,447	9,457.00	656,278,394	16,542	1,147,949,371	10.56
5	日本	投資信託受益証券	コモンズ30 ファンド	750,494,614	9,191.00	689,779,599	13,942	1,046,339,590	9.63
6	ルクセンブルグ	投資証券	キャピタル・インターナショナル・USグロース アンドインカム ・ファンド クラスX	474,515.62	1,434.73	680,805,760	2,009	953,301,880	8.77
7	日本	投資信託受益証券	ニッポンコム ジェスト・エ マージングマー ケッツ・ファン ドSA	623,389,123	8,405.00	523,958,557	11,457	714,216,918	6.57

8	日本	投資信託受益証券	ALAMCO ハリス グローバルバ リュウ株ファン ド	653,522,912	6,931.00	452,956,730	10,457	683,388,909	6.29
9	日本	投資信託受益証券	ニッポンコム ジェスト・ヨー ロッパ・ファン ドSA	460,662,483	8,581.00	395,294,476	13,117	604,250,978	5.56

参考資料

組入ファンドの株式組入上位10銘柄（平成25年4月末日現在）

「さわかみファンド」

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.30%
2	ブリヂストン	ゴム製品	4.76%
3	三菱重工業	機械	3.64%
4	花王	化学	2.76%
5	デンソー	輸送用機器	2.31%
6	信越化学工業	化学	2.18%
7	商船三井	海運業	2.13%
8	リコー	電気機器	1.77%
9	ダイキン工業	機械	1.73%
10	国際石油開発帝石	鉱業	1.68%

* 上記組入比率は、純資産総額に対する比率です。

「トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）」

トヨタグループ株式マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	保有比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	49.96%
2	デンソー	輸送用機器	18.33%
3	豊田自動織機	輸送用機器	6.16%
4	アイシン精機	輸送用機器	4.92%
5	豊田通商	卸売業	4.56%
6	日野自動車	輸送用機器	4.06%
7	ダイハツ工業	輸送用機器	3.92%
8	ジェイテクト	機械	1.61%
9	豊田合成	輸送用機器	1.56%
10	小糸製作所	電気機器	1.44%

* 上記保有比率は、現物株式組入れ = 100%とした各銘柄の比率です。

「社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）」

ALAMCO社会貢献マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.0%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.9%
3	東急リバブル	不動産業	4.8%
4	本田技研工業	輸送用機器	4.8%

5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.9%
6	エフ・シー・シー	輸送用機器	3.5%
7	オムロン	電気機器	3.4%
8	東洋水産	食料品	3.3%
9	堀場製作所	電気機器	3.2%
10	小松製作所	機械	3.1%

* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	4.7%
2	セブン銀行	銀行	4.5%
3	ミスミグループ本社	商社	3.4%
4	本田技研工業	自動車	3.2%
5	シマノ	機械	3.1%
6	日本電産	電子部品	2.9%
7	エア・ウォーター	基礎素材	2.9%
8	SMC	機械	2.9%
9	リンナイ	建設・住宅・不動産	2.9%
10	浜松ホトニクス	産業用エレクトロニクス	2.8%

株式の組み入れとは別に第14回利付国債（物価連動・10年）を4.1%組み入れています。
比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	L'OREAL	生活必需品	7.6%
2	SAP AG	情報技術	6.4%
3	INDITEX	一般消費財・サービス	5.2%
4	LINDE AG	素材	4.4%
5	EXPERIAN PLC	資本財・サービス	4.2%
6	CAPITA PLC	資本財・サービス	4.1%
7	ILIAD SA	電気通信サービス	4.0%
8	ESSILOR INTERNATIONAL	ヘルスケア	3.9%
9	SODEXO	一般消費財・サービス	3.6%
10	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	3.6%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	情報技術	5.1%
2	CHINA MOBLE LTD	電気通信サービス	4.1%
3	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	金融	3.3%
4	TENARIS SA-ADR	エネルギー	3.2%
5	YANDEX NV-A	情報技術	3.0%
6	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	金融	3.0%
7	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	金融	3.0%
8	HEINEKEN NV	生活必需品	2.8%
9	BAIDU INC ADR	情報技術	2.7%

10	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	生活必需品	2.6%
----	---------------------------	-------	------

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	4.8%
2	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	4.7%
3	DAIMLER AG-REG	自動車・自動車部品	4.0%
4	STARWOOD HOTELS&RESORTS	消費者サービス	3.8%
5	ALLIANZ SE	保険	3.7%
6	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	3.7%
7	FIAT INDUSTRIAL	資本財	3.7%
8	BNP PARIBAS	銀行	3.6%
9	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	3.6%
10	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	運輸	3.5%

* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「 commons 30 ファンド（適格機関投資家用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	丸紅	卸売業	3.88%
2	三菱商事	卸売業	3.81%
3	カカクコム	サービス業	3.73%
4	マキタ	機械	3.40%
5	シスメックス	電気機器	3.07%
6	ファーストリテイリング	小売業	3.02%
7	クラレ	化学	3.00%
8	リンナイ	金属製品	3.00%
9	エア・ウォーター	化学	2.97%
10	小松製作所	機械	2.96%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Microsoft	情報技術	3.9%
2	Philip Morris International	生活必需品	3.6%
3	Amgen	ヘルスケア	3.6%
4	CenturyLink	電気通信サービス	3.1%
5	Oracle	情報技術	3.0%
6	BP	エネルギー	2.7%
7	Western Union Co.	情報技術	2.6%
8	Royal Dutch Shell	エネルギー	2.5%
9	Altria	生活必需品	2.5%
10	Humana Inc.	ヘルスケア	2.5%

□ 投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
----	----	---------

投資信託受益証券		88.03
投資証券		8.77
合計		96.80

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間
末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成16年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (平成17年8月31 日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (平成18年8月31 日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (平成19年8月31 日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成20年9月1 日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成21年8月31 日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (平成22年8月31 日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (平成23年8月31 日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (平成24年8月31 日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
平成24年4月末日	7,968,944,780	-	0.8618	-
5月末日	7,283,430,944	-	0.7867	-
6月末日	7,482,393,592	-	0.8032	-

7月末日	7,469,981,611	-	0.7960	-
8月末日	7,681,193,769	-	0.8146	-
9月末日	7,746,316,077	-	0.8195	-
10月末日	7,698,838,276	-	0.8160	-
11月末日	8,111,812,899	-	0.8573	-
12月末日	8,689,600,216	-	0.9186	-
平成25年1月末日	9,470,917,827	-	1.0043	-
2月末日	9,486,031,427	-	1.0131	-
3月末日	10,000,407,986	-	1.0768	-
4月末日	10,869,938,592	-	1.1773	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期(中間期)	24.37%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = \left(\frac{\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}}{\text{前期末の基準価額}} \right) \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

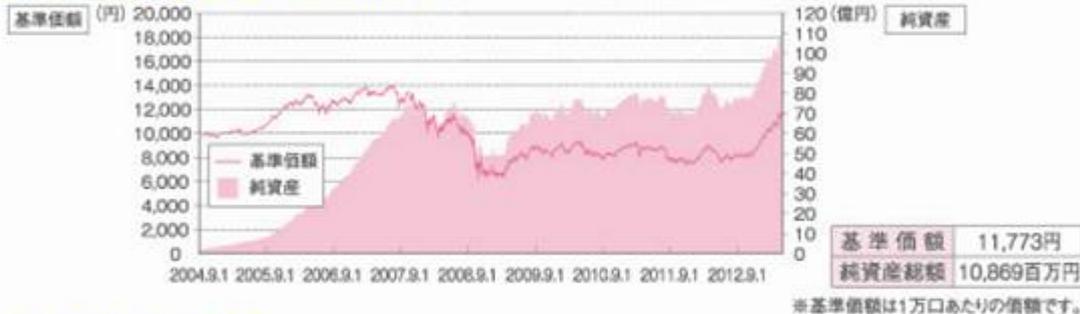
(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日
作成基準日:2013年4月30日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配金の推移

2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年8月	2009年8月	2010年8月	2011年8月	2012年8月	設定来累計
0.0円	0.0円							

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。
※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。

主要な資産の状況

組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
社会貢献ファンド	日本株式	18.7%
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式	16.5%
さわかみファンド	日本株式	14.2%
トヨタグループ株式ファンドF	日本株式	10.6%
コモンズ30ファンド	日本株式	9.6%
CIF US Growth and Income	米国株式	8.8%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式	6.6%
ALAMCO ハリス グローバル リバリュー株ファンド2007	先進国株式	6.3%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	先進国株式	5.6%
現金等	—	3.2%

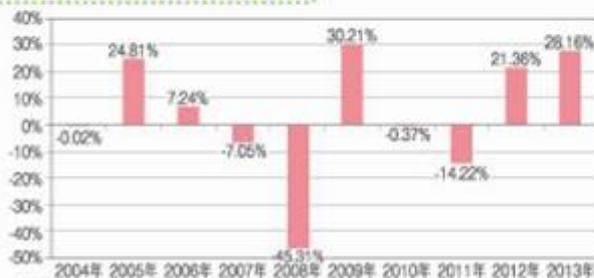
・資産クラスは2013年4月末現在、主として投資対象としている地域を表示しています。
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況

国内株式	61.1%
海外株式(先進国)	24.2%
海外株式(新興国)	5.6%
国内債券	0.7%
その他(現金等)	8.4%

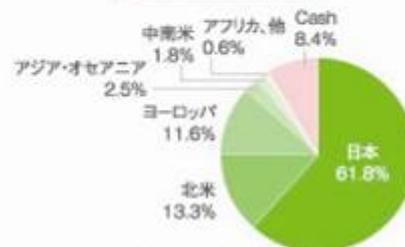
・各ファンドの4月末のデータを基に作成
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。
※2004年は設定日から年末までの、2013年は4月30日までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

地域別投資比率



・組入れファンド毎に開示情報に違いがあるため、ファンド国籍や投資先市場等を考慮し、弊社独自の基準にて比率を算出。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413

第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期（中間期）	342,735,326	407,905,108	9,363,726,463

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（後略）

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

<訂正前>

（1）（省略）

（2）（省略）

<訂正後>

（1）（省略）

（2）（省略）

（3）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（４）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年9月1日から平成25年2月28日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

ありがとうファンド

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第9期中間計算期間末 平成25年2月28日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		765,712
コール・ローン		551,000,000
投資信託受益証券		8,143,695,924
投資証券		835,147,491
流動資産合計		9,530,609,127
資産合計		9,530,609,127
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,388,866
未払受託者報酬		4,354,282
未払委託者報酬		34,834,552
流動負債合計		44,577,700
負債合計		44,577,700
純資産の部		
元本等		
元本		9,363,726,463
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		122,304,964
（分配準備積立金）		158,679,264
元本等合計		9,486,031,427
純資産合計		9,486,031,427
負債純資産合計		9,530,609,127

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第9期中間計算期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日 金額（円）
営業収益		
受取利息		157,750
有価証券売買等損益		1,912,473,338
営業収益合計		1,912,631,088
営業費用		

受託者報酬		4,354,282
委託者報酬		34,834,552
営業費用合計		39,188,834
営業利益又は営業損失（ ）		1,873,442,254
経常利益又は経常損失（ ）		1,873,442,254
中間純利益又は中間純損失（ ）		1,873,442,254
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		41,404,722
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,747,702,476
剰余金増加額又は欠損金減少額		75,260,640
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		75,260,640
剰余金減少額又は欠損金増加額		37,290,732
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		37,290,732
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		122,304,964

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期中間計算期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第9期中間計算期間末 平成25年2月28日現在
1. 期首元本額	9,428,896,245円
期中追加設定元本額	342,735,326円
期中一部解約元本額	407,905,108円
2. 受益権の総数	9,363,726,463口
3. 元本の欠損	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期中間計算期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期中間計算期間末 平成25年2月28日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第9期中間計算期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第9期中間計算期間末 平成25年2月28日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0131円 (10,131円)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

【純資産額計算書】 平成25年4月末日現在

資産総額	10,917,563,319円
負債総額	47,624,727円
純資産総額（ - ）	10,869,938,592円
発行済口数	9,232,913,448口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1773円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の該当箇所を< 訂正前 > から< 訂正後 > の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

資本の額（平成24年10月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

< 訂正後 >

資本の額（平成25年4月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

平成24年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	7,698,838,276円

<訂正後>

（前略）

平成25年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	10,869,938,592円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

<訂正内容>

- 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第9期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表ならびに第10期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

原届出書の財務諸表の末尾に以下の内容を追加します。

<追加内容>

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第10期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		36,537
直販顧客分別金信託		1,886
前払費用		518
未収委託者報酬		4,960
その他流動資産		0
流動資産合計		43,903
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		1,277
有形固定資産合計		1,277
無形固定資産		
ソフトウェア		630
無形固定資産合計		630
投資その他の資産		
投資有価証券		57,365
長期前払費用		9
投資その他の資産合計		57,374
固定資産合計		59,282

資産合計	103,186
負債の部	
流動負債	
顧客からの預り金	50
預り金	357
未払金	1,770
未払費用	3,019
未払法人税等	458
未払消費税等	654
流動負債合計	6,309
固定負債	
株主、役員又は従業員からの 長期借入金	25,000
退職給付引当金	950
固定負債合計	25,950
負債合計	32,259
純資産の部	
株主資本	
資本金	265,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	181,438
利益剰余金合計	181,438
株主資本合計	83,561
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	12,635
評価・換算差額等合計	12,635
純資産合計	70,926
負債・純資産合計	103,186

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第10期中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
営業収益		
委託者報酬		30,311
営業収益合計		30,311
営業費用		
一般管理費	1	18,588
営業損失		2,963
営業外収益		3
営業外費用	2	42
経常損失		3,001
税引前中間純損失		3,001
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失		3,146

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第10期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		265,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		178,291
当中間期変動額		
中間純損失		3,146
当中間期変動額合計		3,146
当中間期末残高		181,438
利益剰余金合計		
当期首残高		178,291
当中間期変動額		
中間純損失		3,146
当中間期変動額合計		3,146
当中間期末残高		181,438
株主資本合計		
当期首残高		86,708
当中間期変動額		
中間純損失		3,146
当中間期変動額合計		3,146
当中間期末残高		83,561
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		7,448

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	5,187
当中間期変動額合計	5,187
当中間期末残高	12,635
評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,448
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	5,187
当中間期変動額合計	5,187
当中間期末残高	12,635
純資産合計	
当期首残高	79,260
当中間期変動額	
中間純損失	3,146
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	5,187
当中間期変動額合計	8,333
当中間期末残高	70,926

重要な会計方針

項目	第10期中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法。 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～5年</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>

3引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
4その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（会計方針の変更等）

第10期中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これによる当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第10期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 器具備品 1,953千円

（中間損益計算書関係）

第10期中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
1 減価償却実施額 有形固定資産 157千円 無形固定資産 221千円 長期前払費用 9千円 2 営業外費用のうち主なもの 支払利息 37千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第10期中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
--

1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会計 期間増加株 式数	当中間会計 期間減少株 式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額 該当事項はありません。				

（リース取引）

第10期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第10期（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	36,537	36,537	-
（2）直販顧客分別金信託	1,886	1,886	-
（3）未収委託者報酬	4,960	4,960	-
（4）投資有価証券 その他有価証券	57,365	57,365	-
資産計	100,750	100,750	-
（1）未払金	1,770	1,770	-
（2）株主、役員又は従業員か らの長期借入金	25,000	25,000	-
負債計	26,770	26,770	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 （1）現金及び預金、（2）直販顧客分別金信託、（3）未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）投資有価証券

証券投資信託は市場価格を時価としております。

負債 （1）未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、
時価を算定しております。

(有価証券関係)

第10期（平成24年9月30日現在）

1. その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証 券)	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証 券)	57,365	70,000	12,635
小計	57,365	70,000	12,635
合計	57,365	70,000	12,635

(デリバティブ取引)

第10期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第10期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日現在)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

第10期中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1株当たり純資産額	2,676円49銭
1株当たり中間純損失	118円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、1株当たりの中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	3,146千円
普通株式に帰属しない金額	
普通株式に係る中間純損失	3,146千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5 【その他】

c. 訴訟事件その他の重要事項

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

平成24年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(後略)

<訂正後>

平成25年4月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(後略)

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本の額及び事業の内容】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成24年10月末日現在

<訂正後>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成25年4月末日現在

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月14日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
指定社員
業務執行社員
公認会計士 立野 晴 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成24年9月1日から平成25年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの平成25年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月1日から平成25年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月28日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。